住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1888号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第６－628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（適用除外職員） **第２条**　一般職員給与条例第17条の５第１項第１号及び市町村立学校職員給与条例第19条第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　<u>法第22条の４第１項の規定により採用された職員</u>で、一般職員給与条例第19条第１項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第22条第１項若しくは第３項の規定による単身赴任手当を支給されないもの	（適用除外職員） **第２条**　一般職員給与条例第17条の５第１項第１号及び市町村立学校職員給与条例第19条第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　<u>法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員</u>で、一般職員給与条例第19条第１項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第22条第１項若しくは第３項の規定による単身赴任手当を支給されないもの

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の住居手当に関する規則第２条の規定を適用する。